

人権施策基本方針等関連施策関係資料(暫定版)に係る事前質問等について(当日追加分)

【資料1(R3年度関連施策実施状況(概要版))、資料2(R3年度関連施策実施状況(事業一覧))、資料3(R4年度関連施策(事業一覧))】

当日追加資料

番号	資料名	質問対象箇所	事業所管課・関係課	質問等の内容(要約)	回答
1	資料1	P24 ⑥外国人 「現状と課題」	人権施策推進課	ロシアやベラルーシの人への差別事案について、具体的な内容を可能な範囲で教えていただきたい。	県として確認しているものとしては、県内の宿泊施設がロシア人およびベラルーシ人の宿泊を拒否する旨をホームページ上に掲載し、県生活衛生課より旅館業法違反の疑いがあるとして行政指導を受けたという事案がありました。
2	資料2	P74 表Ⅲ-6 No.1 「多文化共生推進事業」	国際課	「滋賀県地域日本語教育実態調査」から見えてきた人権的課題については、どのようなものがあるのか教えていただきたい。	調査結果からは直接的な人権的課題は見られませんが、外国人県民等が日本語が不自由なために困った経験としては「仕事で」(52.9%)が最も多く、次いで「役所の手続き」(39.5%)、「病気になる時」(35.3%)との回答が挙げられておりました。
3	資料2	P75 表Ⅲ-6 No.5 「外国人児童生徒に対する総合的な教育支援事業」	高校教育課	県立学校等への通訳派遣について、2～3か月前から予約しないと頼めないという話を聞いたことがあるが、派遣事業の具体的な運用の状況(依頼件数・派遣体制等)を教えてください。	令和3年度の派遣件数および派遣体制の詳細は以下のとおりです。 令和3年度実績 : 20校に73回派遣 (内訳 ポルトガル語 51回、スペイン語 12回、中国語 4回、タガログ語 6回) 派遣支援員(ハートフル支援員)登録者数:28名 (内訳 ポルトガル語 7名、スペイン語 4名、韓国語・朝鮮語 2名、 中国語 8名、タガログ語 7名) ※なお、派遣を依頼する場合は、原則として派遣希望日の10日前までに学校から申請書を提出することとしております。
4	資料3	P3 表Ⅱ-1-2(2) No.2 「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」および「外国人児童生徒に関する指導指針」の趣旨内容の徹底」	幼小中教育課 高校教育課	在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導について、具体的にどのような指導が行われているのかを教えてください。	【幼小中教育課】 年度初めの市町教育指導担当者において、各市町教育委員会の代表者に「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」を配布しております。その上で、各市町において「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」を全教職員に配布し、教員研修を確実に実施するよう周知しております。 児童生徒への具体的な指導としては、各市町の地域の実情に応じて学校ごとに行われております。また、中学3年生の社会科「公民的分野」で学習するとともに、特別活動や総合的な学習の時間に人権学習として、朝鮮半島の文化や歴史についての理解を深め、在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見をなくすための学習を行っている学校もあります。 【高校教育課】 春の学校訪問時に、「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」および「外国人児童生徒に関する指導指針」を各高等学校に配付し、校長に指針の活用と、校内での研修の実施を依頼しております。 ○令和3年度実施状況 研修実施:29/54校(県立中学校含む) 指針の活用:41/54校(県立中学校含む)
5	資料3	P44 表Ⅲ-7 No.1 「医療安全相談室の運営」	医療政策課	医療安全相談室については、外国人住民も安心して相談できる体制になっているかどうかを伺いたい。	外国人住民に対しては、「外国語人権相談ダイヤル」や「しが外国人相談センター」を案内しています。その上で、必要に応じて外国語人権相談ダイヤル等と医療安全相談室が連携するとともに、医療安全相談室からは当該医療機関への連絡や該当機関の案内など、必要な情報を案内しています。